

○ 国立大学法人山梨大学副学長規程

制定 平成20年 3月19日

改正 平成26年10月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法第92条第2項及び国立大学法人山梨大学基本規則第17条第2項の規定に基づき、山梨大学副学長（以下「副学長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(指名)

第3条 副学長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、理事でない職員を指名することができる。

(任期)

第4条 副学長の任期は、学長が定める。ただし、指名する学長の任期の終期を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、理事である副学長の任期は、理事の任期と同一とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。